



# 冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和4年11月21日～令和5年2月28日】

令和5年  
3月号

## 「冬季死亡災害ゼロ100日運動」4年ぶりに目標達成！

令和4年11月21日から令和5年2月28日まで実施した、「冬季死亡災害ゼロ100日運動」について、運動期間中に死亡災害は発生せず、5年ぶりに目標を達成することができました。各災害防止団体及び会員事業場の事業者、労働者の皆様には多大なるご協力賜りましたこと、御礼申し上げます。

死亡災害ゼロを継続していただきますよう、労働安全衛生水準の更なる向上をお願いいたします。

## 転倒災害が急増しています！

今年に入り、転倒災害が多発しています。2月末日時点で、14件発生しており、うち8件が凍結路面等による冬季特有災害です。引き続き転倒防止対策の徹底をお願いします。

### ○ 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。
- (5) 作業時のヘルメットの着用。



### 冬季の転倒災害を防止しよう！ （「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

### 労働災害発生状況

（令和4年分（令和5年1月末日時点））

◆令和4年の休業4日以上労働災害発生件数は208件で前年比+54件（+35.1%）となっています。

新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、145件と前年同期比-9件となっています。

◆事故の型別では、転倒が42件で全体の20%を占めており、次いでさまれ・巻き込まれが20件（9%）、墜落・転落が17件（8%）、となっています。

◆業種別では、製造業が38件で全体の18%を占めており、次いで建設業22件（うち死亡災害1件）（11%）、運輸業が20件（うち死亡災害1件）（10%）、保健衛生業19件（9%）、商業13件（6%）となっています。

※事故の型別、業種別は新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。

### 労働災害発生状況

（令和5年分（令和5年1月末日時点））

◆令和5年1月末日現在の休業4日以上労働災害発生件数は14件で前年比+4件（+40%）となっています。

◆事故の型別では、転倒が6件で全体の43%を占めており、次いで崩壊・倒壊が3件（22%）、激突が2件（14%）、墜落・転落が1件（7%）、踏み抜きが1件（7%）、高温、低温の物との接触（7%）となっています。

◆業種別では、製造業が4件（29%）、建設業が4件（29%）と最多で、次いで運輸業が3件（21%）、商業2件（14%）、接客娯楽業が1件（7%）となっています。

※事故の型別、業種別は新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。

## 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

新たな化学物質規制について、各種資料等を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

厚生労働省ホーム>政策について>分類別の政策一覧>雇用・労働省>安全・衛生>職場における化学物質対策について>化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所ホーム>研究グループ>化学物質情報管理研究センター>「みる」化学物質の管理がわかります！



○関係法令○関係通達等○報道発表資料○パブリックコメントで寄せられたご意見等について○対象物質の一覧○参考資料（検討会報告書等）○テキスト（化学物質管理者テキスト暫定版）



○令和4年5月31日公布 改正労働安全衛生法令について（動画）○新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー（厚生労働省主催）（動画）○ONITE-Gmiccsの使い方（動画）



# 一関労働基準監督署

# 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

新たな化学物質規制について、令和4年5月31日、令和5年4月1日、令和6年4月1日から各項目について施行されます。各事業場におかれましては改正内容をご確認いただき、下記フローを参考としながら準備対応をお願いします。

## 【新たな化学物質規制への対応フロー】

### ステップ1 作業工程の洗い出しを行う

- 自社で行う作業で、化学物質または化学物質含有製品を使用しているか確認する。
  - 使用している…ステップ2へ
  - 使用していない…衛生委員会等でその旨を記録しておくことが望ましい。

### ステップ2 リスクアセスメント対象物に該当する物質であるか確認する

- ラベル表示・SDS等から確認する。SDSがない場合は販売元へ依頼し提供してもらう。
  - SDSの「適用法令」の項目から確認できる。
- リスクアセスメント対象物は労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質。
  - 中災防 安全衛生情報センター等から法令検索が可能。
  - リスクアセスメント対象物に該当する…ステップ3へ
  - リスクアセスメント対象物に該当しない…衛生委員会等でその旨を記録しておくことが望ましい。

安衛法施行令



### ステップ3 化学物質管理者を選任する …ステップ4へ

- 化学物質管理者…事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理するものとして位置づけられ、ラベル表示やSDSの通知に関する事項、リスクアセスメントの実施及び記録の保存、ばく露低減対策、労働災害発生時の対応、労働者の教育等に携わるもの。
  - 当該化学物質管理者へ必要な権限付与し氏名を周知する。
  - 監督署への届出は不要。

※ 化学物質管理者の選任義務化は、令和6年4月1日からです。それまでの間は、衛生管理者や作業主任者等を中心に各ステップの事項を行ってください。

化学物質  
管理者テキスト  
(暫定版)



### ステップ4 当該リスクアセスメント対象物が、がん原生物質又は特別規則(特化則、有機則等に)で規制対象となっている物質であるか確認する

- がん原生物質に該当する…ステップ5へ
- 特別規則で規制対象となっている物質に該当する。
  - …各規則に基づいた対策を講じる。
- 上記2つのいずれにも該当しない…ステップ5へ

がん原生物質  
一覧



### ステップ5 リスクアセスメントを実施し、ばく露低減措置等を講じる

- リスクアセスメントを実施し、ばく露を最小限に抑えるための措置(代替物の使用、局所排気装置の設置、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等)講じ、その内容を記録する。
- 衛生委員会等で、措置内容やばく露状況等を審議し、労働者の意見を聴取し、記録する(原則3年間保存)。
- がん原生物質の場合は①労働者の氏名、②従事した作業の概要、③当該作業に従事した期間、④がん原生物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要、⑤事業者が講じた応急の措置の概要について作業記録を作成し、30年間保存する。
- 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際しては、労働者へ保護具を着用させる。
- 労働者に保護具を使用させる場合は、「保護具着用管理責任者」を選任し、保護具の使用状況の確認や保守管理を行わせる。
- リスクアセスメントの結果、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物健康診断を実施する。
  - 健診項目は医師が必要と認める項目について実施する。
  - 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに健康診断を実施する。
- その他…がん等の把握の強化、雇入れ時教育の実施等